

# 水戸市水泳協会規約

## 第一章 総則

〈名称〉

第1条 本会は水戸市水泳協会と称する。

第2条 本会は我国における水泳及び水泳競技の統轄団体たるアマチュア資格において水戸市スポーツ協会の構成団体となる。

〈事務所所在地〉

第3条 本会は事務所を理事長宅に置くものとする。

〈目的及び事業〉

第4条 本会は水泳及び水泳競技の健全な普及と発展を期し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。また、目的達成のため次の事業を行なう。

- (1) 各方面の水泳及び水泳競技団体との相互融和連絡。
  - (2) 県内及び県外における水泳競技会、水泳会議に対する水戸市代表役員の派遣。
  - (3) 水戸市における水泳及び水泳競技の統制並びに茨城県水泳連盟より委託された事業の主管。
  - (4) 毎年一回の水戸地区選手権大会及び水戸市におけるその他の水泳競技会の開催と後援。
  - (5) 本会における功労者の表彰及び優秀選手者の表彰。
  - (6) 水戸市における水泳及び水泳競技に関する指導研究及び調査。
  - (7) 水戸市スポーツ少年団活動事業。
  - (8) 水戸市における水泳及び水泳競技の健全な普及振興とする活動事業。
  - (9) その他本会において必要と認める事業。
2. 前条に定める事業等を実施するにあたり、運営組織（競技運営・強化、庶務・研修、少年団、普及・振興）を設置する。

## 第二章 会員及び機構

〈会員及び入会〉

第5条 本会の会員は正会員、賛助会員、特別会員とする。

2. 正会員は本会の趣旨に賛同し、水戸市に居住又は勤務するものとする。
3. 賛助会員は本会の趣旨に賛同し、援助を与える団体及び個人とする。
4. 特別会員は水戸市近郊に居住し水泳競技に関心を示し、発展向上の基礎となりうる者とする。
5. 本会に加入するときは、常任理事会の議を経て承認を必要とする。

〈除名、退会〉

第6条 会員が次の各号一つに該当した時は会員の失う。

1. アマチュア規定に違反したとき。
2. 本会の名誉を毀損し、又議決事項に違反し、その理由により理事会の議を経て除名されたとき。
3. 本人から退会の申し出があったとき、又本会の事業活動実態が見受けられない場合は、常任理事会の議を経て除名とする。ただし、特殊な事情による場合は、その限りではない。

## 第三章 役員

〈役員の数〉

第7条 本会に次の役員を置く。

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 会 長     | 1 名 |
| (2) 副 会 長   | 若干名 |
| (3) 理 事 長   | 1 名 |
| (4) 副 理 事 長 | 3 名 |
| (5) 常 任 理 事 | 若干名 |
| (6) 会 計 理 事 | 3 名 |
| (7) 理 事     | 若干名 |
| (8) 監 事     | 2 名 |
| (9) 幹 事     | 2 名 |

〈選任及び職務〉

第8条 会長、副会長は総会の議決により、これを定める。

2. 会長は本会を代表し会務を総理する。
3. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。

第9条 常任理事及び理事は総会で正会員のうちから選任する。

2. 常任理事は理事長を補佐し、常務を掌理する。
3. 理事は会務を審議する。
4. 常任理事及び理事は、各事業の業務担当者となり事業運営にあたる。

第10条 理事長及び副理事長は理事の互選とする。

2. 理事長及び副理事長は会長の指示を受けて、本会の業務を総括し会務を処理する。

第11条 会計理事は会計を掌る。

第12条 監事は総会において正会員のうちから選出し、会計を監査する。

第13条 幹事は理事長の指示を受けて主要な事務を処理する。常任理事及び理事を兼務することができる。

〈顧問及び参与〉

第14条 本会に名誉顧問、顧問及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。

2. 名誉顧問は本会会長経験者で功労のあった者、顧問は本会に功労のあった者及び学識経験者の中から、参与は水戸市近郊に居住又は勤務する水泳に関わる団体代表とし、常任理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。任期は会長の任期をもって委嘱を解く。ただし、再任を妨げない。
3. 名誉顧問、顧問及び参与は、会長の諮問に応じ意見を述べるができる。
4. 名誉顧問、顧問及び参与は、本会の事業に出席することができる。

〈役員任期〉

第15条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2. 役員はその任期が満了した場合でも後任者の就任までその職務を行うものとする。
3. 補欠により役員を選出された者は前任者の残任期間とする。

## 第四章 会 議

〈総会及び常任理事会，理事会〉

第16条 会議はすべて会長が召集する。

第17条 総会は本会の議決機関にして年一回以上開催し次の事項を審議する。

- (1) 規約の変更に関する事項。
- (2) 収支予算及び事業に関する事項。
- (3) 事業報告及び決算に関する事項。
- (4) その他重要な事項。

第18条 常任理事会は，会長，副会長，理事長，副理事長，常任理事，会計理事をもって組織する。

2. 常任理事会は理事会より委任された事項及び本会の重要事項を処理する。

第19条 理事会は理事を持って組織する。

2. 理事会は必要に応じ会長にこれを招集し規約に規定した事項及び総会より委任された事項を審議する。

第20条 会議は議長に会長があたり，委任状を含めて定数の2分1以上が出席し，過半数によって決する。

## 第五章 会 計

〈経費〉

第21条 本会の経費は次に掲げるものをもって支弁する。

- (1) 事業収入
- (2) 補助金
- (3) 寄付金及び賛助金
- (4) その他

〈会計年度〉

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 会計年度の終わりに剰余金あるときは，これを翌年に繰り越す。

## 第六章 補 則

第23条 本規約に定めるほか運営に関し必要な事項及び内規は常任理事会で定めることができる。

## 付 則

この規約は昭和45年11月14日から施行する。

この規約は昭和54年6月2日一部改正する。

この規約は昭和58年5月8日一尾改正する。

この規約は平成17年5月7日一部改正する。

この規約は平成22年5月29日一部改正する。

この規約は平成27年4月18日一部改正する。

この規約は令和5年4月15日一部改正する。